

審査基準

平成6年10月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第78条第5項
処分の概要	道路使用許可証の再交付
原権者(委任先)	警察署長(高速道路交通警察隊長、第二交通機動隊長)
法令の定め	道路交通法施行規則第12条(道路使用許可証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	3日以内(行政庁の休日は含まない。)
申請先	申請書は、あなたが許可を受けた警察署の交通課、高速道路交通警察隊又は第二交通機動隊の窓口へ提出してください。
問い合わせ先	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045 - 211 - 1212 内5203)
備考	